

# 知っていますか？ 男女共同参画について

「男女共同参画」とは、性別にかかわらず、家庭、職場、地域、学校など様々な分野において、自分の個性や能力を発揮しながら、ともに責任を担って、協力していくことです。

合志市では、一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが個性や能力を十分に発揮し活躍することができる男女共同参画の実現を目指し、講演会の開催や広報紙、ホームページなどでの情報発信を行っています。

## 男女共同参画関連用語解説

### ◎ワークライフバランス（仕事と家庭の両立）

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても多様な生き方が選択・実現できることです。個人にとって生活が充実するだけでなく、個々の職場や組織の生産性の向上にも役立ち、社会全体の安定と活力につながります。

最近よく耳にするけど、  
どういう意味？？



### ◎ダイバーシティ（多様性）

性別、人種、年齢、国籍、障がい、LGBTQ、宗教、文化、価値観など、あらゆる人の在り方のことです。多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

### ◎インクルージョン（包括・包含・一体性）

ダイバーシティ（多様性）が尊重され、そのことがエネルギーとなり、一体感を持って組織が運営されている状態のことです。ダイバーシティ社会から一歩進み、誰もが十分に能力を発揮して組織に貢献できる体制が確立されます。

### ◎アンコンシャスバイアス（無意識の偏見）

身を守り、社会的に生活するために誰もが潜在的に持っている「思い込み」や「常識」のことです。育つ環境や所属する集団の中で、無意識のうちに既成概念、固定観念となっていきます。

### ◎固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」などというような、長い歴史の中で作られた、性別によって役割を決めつける意識のことです。アンコンシャスバイアスの一例と言えます。

## ～合志市男女共同参画推進懇話会とは～

合志市男女共同参画まちづくり条例により、市民の視点による男女共同参画のまちづくりを推進し、男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策や重要事項を調査研究するための市民会議です。学識経験、各種団体推薦、公募、市長推薦により、現在は委員16人で構成されています。

合志市男女共同参画推進行動計画  
パートナーシッププラン・こうしを  
ご覧いただけます。



「いっぽ」のバックナンバーは  
こちらからご覧いただけます。



男女共同参画社会へ向けて  
一人の「100歩」より  
100人の「いっぽ」を!!



## ことしのテーマは多様性 気づきうなずきフェスティバルを開催

1月21日（土）、御代志市民センターで気づきうなずきフェスティバルを開催しました。コロナ禍の影響で、集客型での開催は3年ぶりとなりました。オープニングは川畑きょうだいと所属クラブメンバーによるエアロビックの華やかな演技。エアロビックを初めて見る来場者も多く、客席からは、自然と音楽に併せて手拍子も起こり、とても盛り上がりました。

第2部では、本市が4月からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入するのに併せて、LGBTQ（性的少数者）に関する講演を行ないました。講師は、福岡県を中心にLGBTQの人たちを支援するNPO法人カラフルチェンジラボ代表理事の三浦暢久さん。三浦さん自身がLGBTQの当事者でもあり、LGBTQを取り巻く環境、当事者目線での生い立ちや苦勞、家族との絆などについて、思いのこもった内容となりました。

性的少数者のことをすぐに理解し、認め合うということは、難しいという人もいるかもしれませんが、SNSなどでも否定的な意見や、対外的には理解していると言っているが内心は…という人の投稿を目にすることがあります。まずは、LGBTQの人たちの存在を知り、イメージ付けされた固定観念があるかもしれないということに気づき、考えることがあなたにとっての『いっぽ』です。

※パートナーシップ・ファミリー宣誓制度についての詳細は、内側のページをご覧ください。





# 合志市 パートナーシップ・ ファミリーシップ 宣誓制度

2023年  
4月1日  
スタート

合志市では、  
合志市男女共同参画  
推進行動計画に基づき、  
「多様な人々が、自他をとも  
に大切にすまちな合志」を  
めざしてパートナーシップ・  
ファミリーシップ宣誓  
制度を開始します。

## 合志市パートナーシップ・ ファミリーシップ宣誓制度とは

性的マイノリティや事実婚の人など、同性・異性を問わず、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約したお二人がパートナーシップの関係にあることを市に宣誓し、宣誓したことを市が証明するものです。お二人に未成年のお子様がいいらっしゃる場合は一緒に宣誓することもできます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続・パートナーの子どもの親権者になるなど）は生じませんが、お二人が自分らしく人生を歩んでいけるよう支援することを目的としています。

## 性的マイノリティとは

性的マイノリティを表す言葉としてLGBTQがあります。L（レズビアン：女性を好きになる女性）、G（ゲイ：男性を好きになる男性）、B（バイセクシャル：男性女性の両方を好きになる人）、T（トランスジェンダー：からだの性と心の性が一致しない人）、Q（クエスチョニング：自分の性のあり方について分からない、迷っている、決めない）の頭文字を組み合わせたものです。その他にも多彩な性的指向が存在すると言われています。

## 市民・事業者の皆さまへのお願い

性的マイノリティへの理解が進むことは、差別や偏見のない社会の実現に繋がります。本制度の趣旨をご理解いただき、活用できる場面が増えるよう、ご協力をお願いします。

※活用例：公営住宅に家族として入居可能、民間企業の協賛による家族割の適用など

## 宣誓の手続について

宣誓しようとする人は次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 成年に達していること。
- (2) いずれか一方が合志市内に住所を有しているか、市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) 相手方当事者以外の者といかなるパートナーシップの関係がないこと。
- (5) パートナーシップにある者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。
- (6) ファミリーシップを宣誓する場合、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子と生計が同一であること。

宣誓に必要な書類など

- ①住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）
- ②婚姻をしていないことを証明する書類  
※独身証明書や戸籍抄本で証明できます。  
※外国籍の方は、婚姻をしていないことが確認できる書面（婚姻具備証明書など）に日本語の翻訳を添えて提出してください。
- ③パートナーシップにある者の一方の子であることを証明する書類（ファミリーシップ宣誓の場合のみ）  
※住民票の写しや戸籍抄本で証明することができます。
- ④本人確認ができるもの  
※個人番号カード、運転免許証、パスポートなどで本人の顔写真が貼付されたもの  
※宣誓書を提出した人及び宣誓書に署名した15歳以上の未成年の子の本人確認が必要です。

## 宣誓の流れ

### ①宣誓日の予約



宣誓希望日の1週間前までに、電話かEメールで予約してください。

※電話の受付は平日の午前8時30分～午後5時まで（年末年始は除く）

### ②市役所窓口での宣誓



予約した日時にお二人で市役所にお越しください。

※ファミリーシップ宣誓の対象者が15歳以上の未成年の場合は、当該のお子様も一緒にお越しください。

### ③宣誓書受領証・受領カードの交付



宣誓書や必要書類などに不備がなければ、宣誓書受領証(A4サイズ)、受領カード（希望者のみ）を原則即日交付します。

### 予約・問い合わせ先

合志市役所総務部総務課 総務・男女共同参画班  
TEL：096-248-1112（直通）  
メール：soumu@city.koshi.lg.jp

詳しくは、市ホームページも  
ご覧ください。

